

## 専門高校NEXT人材育成協議会設置要項

(令和2年(2020年)3月31日高校教育課長決定)

(目的)

第1条 専門高校フューチャープロジェクトを円滑に推進するため、同実施要項6(2)エに基づき、専門高校NEXT人材育成協議会(以下「協議会」という)を設置する。

(議題)

第2条 協議会は、各研究指定校の年度計画や重点目標のほか、実践研究の成果と課題等について専門的見地から指導・助言を行う。

2 協議会は、事業成果について検証・評価を行い、専門高校の人材育成の在り方について協議を行う。

(構成)

第3条 協議会は、15名以内で構成する。

2 構成員は、学識経験者等の中から高校教育課長が選定する。

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて高校教育課長が招集し、主催する。

2 高校教育課長が特に必要があると認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年(2023年)3月31日までとし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第6条 協議会の事務局は、高校教育課キャリア教育指導係に置く。

2 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、高校教育課長が定める。

附 則

この要項は、決定の日から施行し、令和5年(2023年)3月31日をもって廃止する。